

## 生徒心得

各自は常に本校の生徒としての誇りを忘れることなく、生徒の本分に反するような行為をしてはならない。生徒は次にあげるようなことがらについては、学校の内外の生活において守らなければならない。

### 校内一般心得

- 1 生徒手帳及び、身分証明は常に携行する。
- 2 学校の内外を問わず、喫煙、飲酒その他の非行を絶対に行わない。
- 3 拾得、遺失物は直ちに生活指導部または学級担任に届け出る。
- 4 面会人、電話などがあつた場合は授業時間外とする。
- 5 常に掲示事項に注意し、届出、願出などの処置が遅滞しないようにする。
- 6 生徒は定められた始業時刻前に登校する。
- 7 授業終了後は規定の時刻 17 時まで、下校する。
- 8 就業以前に校外に出る場合は学級担任の許可をうける。(無断外出・無断早退は認めない)
- 9 室内の備品、展示物等をみだりに移動させない。また破損を発見したら速やかに連絡する。
- 10 学校内は常に清潔、整頓に心がけ、落ち着いた雰囲気の中で学習ができるようにする。
- 11 休日登校する場合は事前に担当教員の許可をうける。
- 12 休日に登校して使用する部屋は、その許可を得たところに限る。
- 13 バイク、乗用車等による通学は禁止する。また、考慮できない理由で保護者等による乗用車同乗通学も禁止する。(必要がある場合には必ず事前に学校に連絡する)自転車通学に関しては、許可願を生徒指導部に提出し、審査を通過したものは、校外の本校専用駐輪場を使用する。校内への乗り入れは禁止する。(箱根ヶ崎駅及び学校付近のバス停留所からの自転車利用は認めない。また、箱根ヶ崎駅までの自転車利用も認めない。)
- 14 学校生活に不必要、望ましくない物の持ち込みは禁止する。授業に集中するため、紛失・盗難・事故等を防止するため、学校生活に不必要な物は持参しない。(ゲーム類、火気、刃物、危険物、その他)また、携帯電話は電源を切り、バッグまたはロッカーにしまう。平素の授業中は、教員の指示がない限り、携帯電話の使用は禁止する。

### 校外生活一般心得

- 1 服装と態度は大切である。本校生として恥ずかしくない行動をする。
- 2 高校生として不適當な場所に出入りしてはならない。
- 3 交通ルールを守り、事故を起さないように注意する。
- 4 夜間外出は慎しむ。外泊は必ず家庭の承諾をうける。
- 5 外出先で事故があつた時は速やかに臨機の処置をとると共に家庭、ならびに学校に連絡する。

### 礼儀と服装

- 1 常に礼儀を重んずる習慣をつけるよう心掛ける。校内で職員、来訪者にあつた時は必ず挨拶する。
- 2 高校生として、正しい言葉を話す習慣をつける。
- 3 生徒間の交際は男女を問わず、常に明朗健全であるよう心掛けること。
- 4 生徒の服装は常に清そ、端正で、華美に流れないよう注意する。
- 5 生徒は定められた制服、校章、ボタンを着用する。ただし、やむを得ず規定以外の服装をするときは異装届を(連絡欄に記入)提出し、許可をうける。(異装届の期間は原則 1 週間以内とする)
- 6 服装の詳細は服装規定による。

## ※服装規定

制服は瑞穂農芸高等学校を表すもので、勝手に着こなしを変えることはできない。また、本校の制服は学校生活に適合した機能を備えているので、登下校の場合は必ず本校指定の制服を着用すること。

服装に関する規定は次の通りとする。

### (1)冬服(10月1日～5月31日)

上着	本校指定のものとし、左襟に校章を付ける。
ズボン スカート	本校指定のものとする。 スカートの丈は膝の中心がかくれること。
ワイシャツ	白ワイシャツとする。
ネクタイ リボン	本校指定のものとし、冬服期間は平素時も着用とする。 (ワイシャツの襟元が見えないように着用する)
セーター	本校指定のものとする。
ベスト	本校指定のものとする。(女子)
靴下	ストッキングはベージュか黒。靴下は白・黒・紺・グレーの無地とする。(くるぶしが全て見えるものは不可)

※気温に応じてセーターで登下校することも可とします。

### (2) 夏服 (6月1日～9月30日)

ワイシャツ	男子：白ワイシャツとする。 女子：白ワイシャツとする。または、白ワイシャツの上に本校指定のベストを着用する。
ズボン スカート	本校指定のものとする。 スカート丈は膝の中心がかくれること。
ベスト	本校指定のものとする。(女子)
ポロシャツ	本校指定のものとする。(色は白または紺)
セーター	本校指定のものとする。
靴下	ストッキングはベージュか黒。靴下は白・黒・紺・グレーの無地とする。 (くるぶしがすべて見えるものは不可)

※気温に応じてセーターで登下校することも可とします。

※健康上の理由等で、上記の制服以外の衣類を着用しなければならない場合は、学校にご相談ください。

### (3) 防寒衣

防寒品 登下校の防寒 コート・ジャンパー (黒、紺、茶、グレー、白)、マフラー、ネックウォーマー、イヤーマフ、手袋、(毛糸の帽子) 教室内の防寒 膝掛け (ブランケット)
---

#### 【着用についての注意事項】

・ コート・ジャンパーの色は、黒、紺、茶、グレー、白とし、華美にならない物としています。また、ジーンズ生地は認めていません。

・ マフラー、イヤーマフ、ネックウォーマー、手袋、帽子について、特に色の指定はありません。ただし、華美にならない物とします。

・ 膝掛け (ブランケット) は、色・形は特に定めておりません。

膝掛け（ブランケット）の使用は、教室内に限ります。腰に巻き付けたり、肩に掛けて廊下を歩くことは認めません。

・コート、ジャンパー、マフラー、ネックウォーマー、イヤーマフ、手袋、（毛糸の帽子）の着用は、登下校のみで校舎内での着用は認めません。ただし、専科棟（畜産課学科：園芸科学科）への移動時は可とします。

#### （４）履物

靴	黒、茶の革短靴を標準とする。 ただし、平素は運動靴も認める。
上履	本校指定のものとする

#### （５）カバン、バッグ類

大きさは教科書・ノート類等が入る大きさとし、色は派手でないものとする。

（６）（１）から（５）の物品について、他校の指定品の使用を禁止する。

#### （７）頭髪、その他

清潔な髪形とし、過度な剃り込み二段カット、パーマメント、カール等及び染色、脱色等は禁止する。また化粧、マニキュア、ピアス、ネックレス等の装身具類の着用も禁止する。

以上の規定にない問題が生じた場合は、生活指導部で検討し指導する。